各課等の主な業務

総務課

総務課は、九州厚生局で勤務する職員の管理や、国有財産の管理などの総務事務を行っています。

□九州厚生局の総務（職員採用、人事管理、会計、共済、研修等）
□国有財産の管理、売り払い
□行政文書の開示の受付
□医師、歯科医師、看護師等の国家試験業務

職員採用活動の様子

沖縄分室

沖縄分室は、沖縄県における九州厚生局の総務事務を行っています。

□沖縄県における九州厚生局の総務（会計等）
□医師、看護師等の国家試験業務

企画調整課

企画調整課は、九州厚生局の業務計画の進捗管理などのほか、九州地方社会保険医療協議会の運営などを行っています。

□九州厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案・調整
□九州地方社会保険医療協議会の運営

九州地方社会保険医療協議会総会

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生年金保険法などに定められた公権力を行使する場合の事前認可などを行っています。

□日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員の認可
□日本年金機構が行う滞納処分、立入検査などの認可

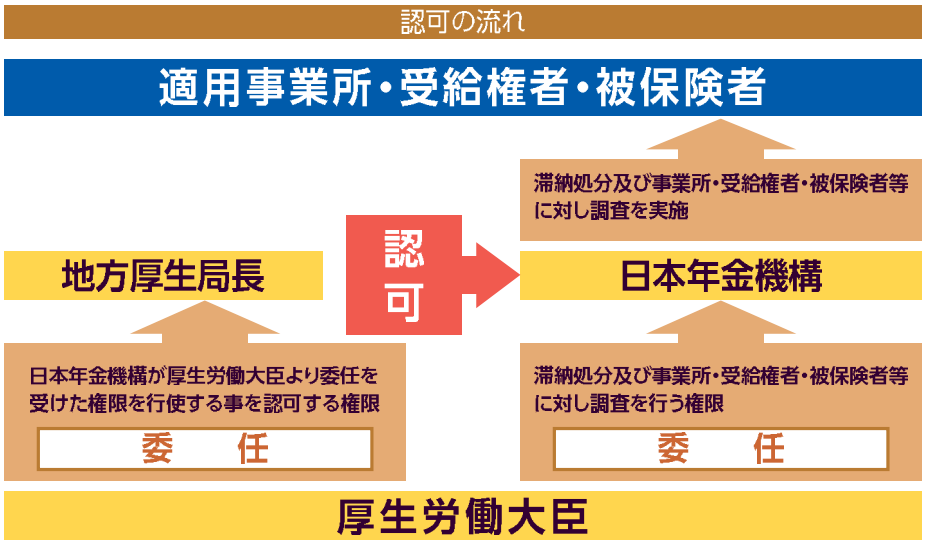

年金調整課

年金調整課は、日本年金機構や市町村などと連携をとりながら、公的年金事業の円滑な運営の推進に取り組んでいます。

□市町村が行う国民年金等事務に対して交付する交付金の審査
□日本年金機構・市町村・関係機関等との連絡調整
□年金委員の委嘱・解嘱
□社会保険労務士の指導・監督
□学生納付特例事務法人等の指定・監督

国民年金関係事務説明会の様子

年金審査課

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する調査事務並びに九州地方年金記録訂正審議会の運営を行っています。

□年金記録の訂正請求に係る調査・決定
□九州地方年金記録訂正審議会の運営

九州地方年金記録訂正審議会
民間の専門家による合議体
（弁護士・社会保険労務士・税理士など）

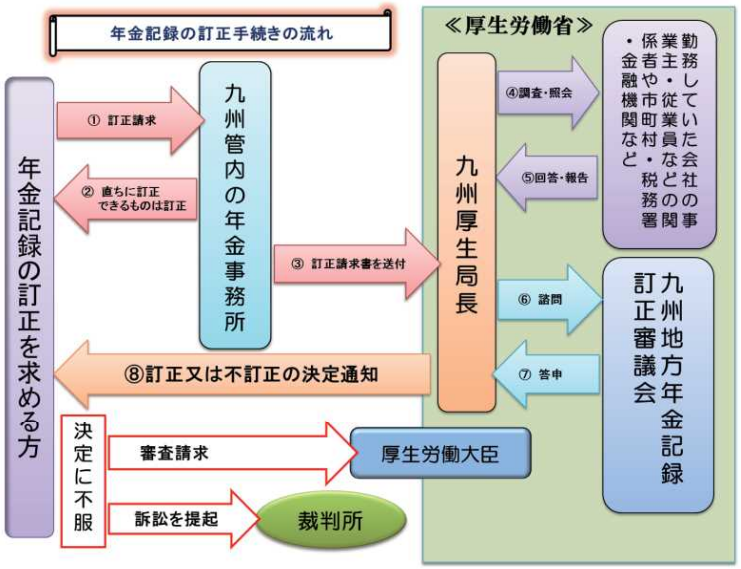

社会保険審査官

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法などに基づく、保険・年金給付などの決定(処分)に係る審査請求業務を行っています。

審査請求の対象

被保険者の資格、標準報酬、保険給付、年金給付、国民年金の保険料等に関する処分等

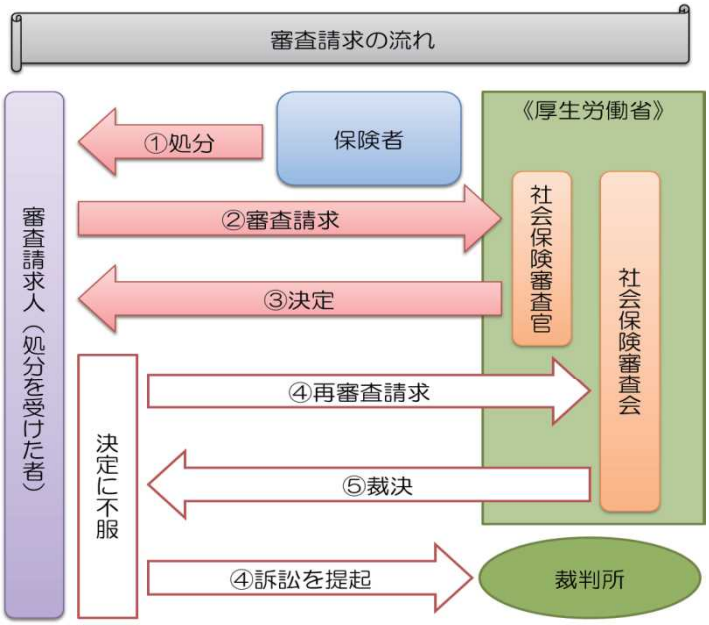

健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆さまが安心して暮らせるための健康福祉サービスが提供されるよう、生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

□各種補助金等の交付に関する業務
　○保健衛生施設、社会福祉施設などを整備する補助金等
　○台風、地震などにより被害を受けた施設等の災害復旧費補助金
　○児童扶養手当等の給付に係る負担金等
□民生委員、児童委員の委嘱・解嘱・表彰
□国の開設する生活保護指定医療機関の指定
□各種養成施設の指定・監督

保育所等整備交付金の対象例

介護ロボット
（装着型パワーアシスト）

地域介護・福祉空間整備推進交付金の対象例

各種補助金の種類

●保健衛生施設等施設・施設整備費国庫補助金（公衆衛生関係）
●社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（障害・保護施設等）
●次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）
●地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（老人福祉施設等）
●地域介護・福祉空間整備推進交付金（老人福祉施設等）
●災害復旧費国庫補助金（保健衛生施設等・社会福祉施設等）
●原爆被爆者手当交付金
●原爆被爆者健康診断費交付金
●原爆被爆者葬祭料交付金
●児童扶養手当給付費国庫負担金
●特別障害者手当等給付費国庫負担金
●特別児童扶養手当事務取扱交付金
●婦人保護費国庫負担（補助）金
●児童入所施設措置費等国庫負担金
●結核医療費国庫負担（補助）金
●保育所等整備交付金

各種養成施設の種類

あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、社会福祉士（大学等科目の確認申請に限る）、
介護福祉士（介護学校、福祉系高校に限る）

*平成27年4月から、地方分権の第4次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）等により、保健師の養成施設の指定・監督などの事務や権限は、国（九州厚生局）から地方公共団体へ移譲されました。
詳しくは、九州厚生局のホームページをご覧ください。http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/

【地方公共団体へ事務や権限が移譲された主なもの】
・保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、保育士などの各種養成施設の指定・監督
・精神保健指定医の指定医証交付
・原爆指定医療機関の指定・監督
・社会福祉法人の指導・監督

医事課

医事課は、医療安全に関する取組の普及・啓発や医師・歯科医師の臨床研修病院の指導、再生医療等提供計画の受理、看護師の特定行為研修の指定研修機関の指導などにより、安全で質の高い医療サービスの提供体制の確立に取り組んでいます。

□医療安全に関する取組の普及・啓発
□医師不足対策
□臨床研修の適正な実施体制の確保
□医療観察法に基づく医療提供体制の確保
□再生医療等の安全性の確保
□医薬品等の製造業等の許可
□看護師の特定行為研修の適正な実施体制の確保

オープンラボで実験を行う様子

食品衛生課

食品衛生課は、食品工場などの承認業務や立入検査を行っています。

また、輸入食品に関する登録検査機関や輸出食品の認定施設の監督など、地域の食の安全と安心を確保するために取り組んでいます。

□総合衛生管理製造過程（HACCP）食品の製造又は加工施設の承認
□食品衛生法に基づく検査機関の登録及び監督
□対EU・対米輸出水産食品認定施設の指導監督
□対米等輸出食肉認定施設の指導監督
□健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の指導
□衛生証明書等（対韓国・中国輸出水産食品、食品の自由販売証明書）の発行

対米国等輸出食肉認定施設
（地方厚生局輸出食肉検査担当官による始業前点検の状況）

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築について市町村が中核的な役割を担っており、その構築に向けて支援する各県の役割を尊重しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

□地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画及び立案並びに調整
□地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及啓発
□地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施状況の把握並びに助言及び支援
□地域支援事業交付金の交付等に関する業務

市町村セミナー(グループ討議)

地域包括ケアシステム政策担当者会議

保険年金課

保険年金課は、健康保険組合や全国健康保険協会各県支部の実地監査など、また、企業年金や国民年金基金の指導・監査などを行っています。

□健康保険組合に係る認可、指導監督
□全国健康保険協会支部に対する報告の徴収、質問及び検査
□国民年金基金に係る認可、指導監督
□確定拠出年金に係る承認、指導監督
□確定給付企業年金に係る認可・承認、指導監督
□厚生年金基金に係る認可、指導監督

健康保険組合予算編成事務講習会

厚生年金基金の他制度への移行に係る相談

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

地域包括ケアシステムの姿

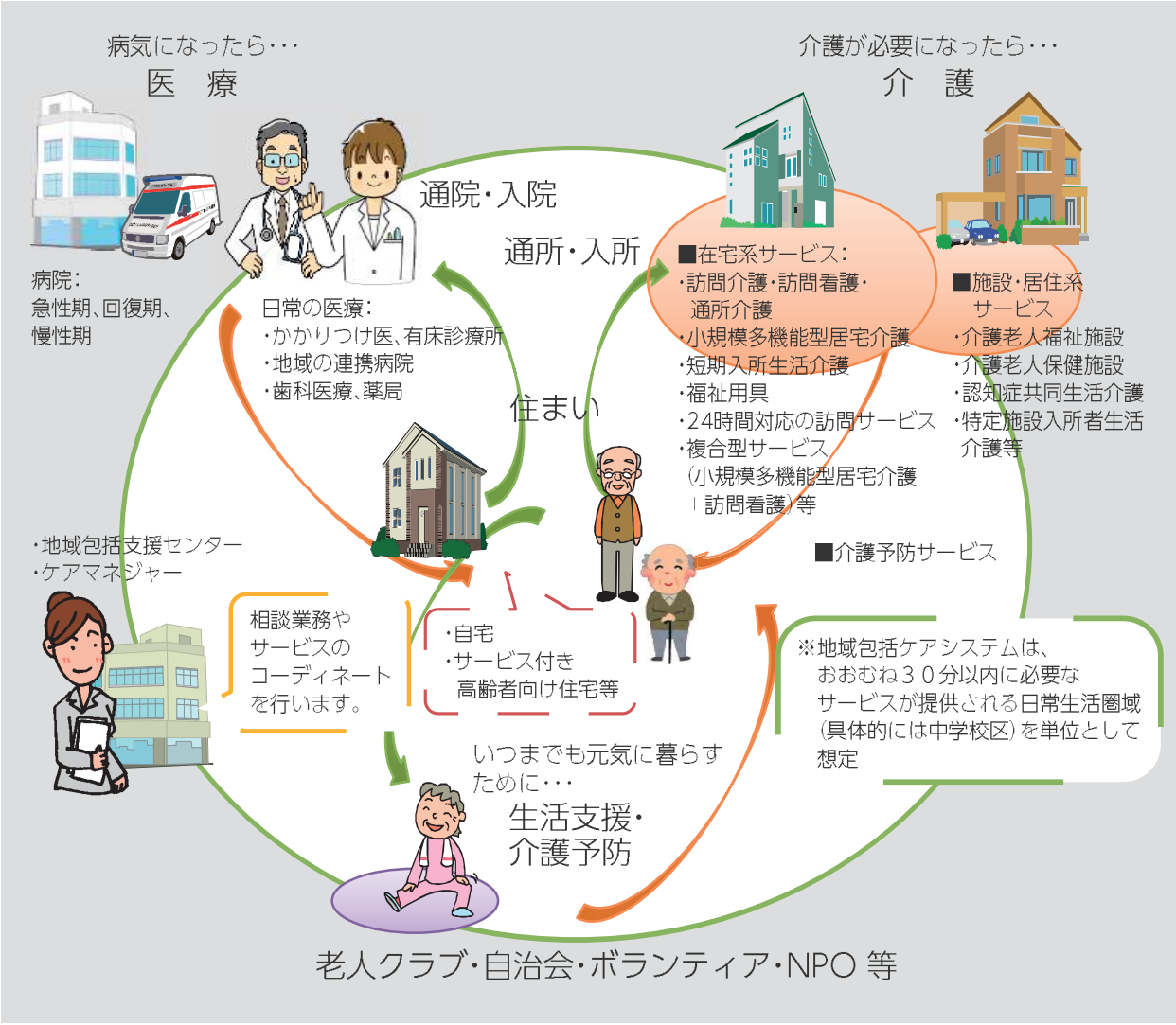

医療安全に関するワークショップ

[医療安全に関する取り組み]

厚生労働省では、安全で質の高い医療を実現するため、平成13年度から、毎年11月25日（いい医療に向かってGO）を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全に関する各種の普及啓発活動を行っています。

この一環として、各地方厚生局では、毎年「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。このワークショップは、医療機関の管理者や医療安全管理担当者を対象に、医療従事者の医療安全に関する認識や理解を深めることを目的としています。

[九州・沖縄地区　医療安全に関するワークショップ]

●九州厚生局では、福岡県福岡市の福岡国際会議場において、「九州・沖縄地区　医療安全に関するワークショップ」を開催しています。
●例年、1000名を超える参加があり、全国でも最大規模のワークショップです。
●毎年テーマにあわせて、専門家や実務者による講演・討議、会場の参加者からの質問をふまえた意見交換などが行われています。
●これまでの主なテーマ
「チーム医療」
「医療安全管理体制」
「ヒューマンエラー」
「医療の質」
「医療事故調査制度」

講演者全員参加での意見交換会・質疑の様子（福岡国際会議場）

管理課

管理課は、特定医療法人などへの税制措置の証明や国民健康保険の保険者等への指導・助言、診療報酬審査支払機関の監督などを行っています。

□指導監査課及び各県事務所等の業務に関する総合調整
□特定医療法人及び公益法人等に対する税制上の優遇措置のための各種証明書の交付
□社会保険診療報酬支払基金支部の監督
□国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者等が行う業務等に対する指導・助言

医療課

医療課は、指導監査課と管内7県の事務所が行う保険医療機関や保険医など療養担当者に対する指導・監督に関する事務指導などを行っています。

□指導監査課及び各県事務所が行う保険医療機関等に対する指導監査業務に関する運営管理
□特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査

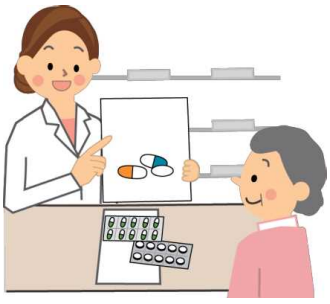

調査課

調査課は、保険医療機関などに係る情報の管理や訴訟事務などを行っています。

□保険医療機関等に係る情報の管理
□訴訟に係る事務の調整

指導監査課・各県事務所

指導監査課・各県事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行い、医療保険事業の健全な運営に取り組んでいます。

また、九州地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関などの指定業務を行っています。

「指導監査課」は福岡県を管轄し、「各県事務所」は佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各県に設置され、それぞれ各県を管轄しています。

□保険医療機関等に対する指導監査
□保険医療機関等の指定及び保険医等の登録
□施設基準等に係る届出の受付・処理
□健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する指導監査
□柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録
□九州地方社会保険医療協議会部会の運営

保険医療機関に対する集団指導

指導監査対象

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、柔道整復師、
その他医療保険事業の療養担当者

麻薬取締部／沖縄麻薬取締支所

麻薬取締部および沖縄麻薬取締支所は、薬物犯罪の捜査・取締りを中心に、麻薬などを扱う医療機関の監視・指導や薬物乱用防止啓発活動などを通じて「薬物汚染のない健全な社会の実現」を使命として業務に取り組んでいます。

□薬物犯罪の取締り
- ○麻薬・大麻・覚醒剤・向精神薬等の規制薬物、指定薬物の密輸入、密売、所持、使用等の取締り
- ○規制薬物の密売等で得た不法収益及び不法収益に由来する財産の没収
- ○危険ドラッグに対する取締り

□許認可業務及び監視・指導
- ○医療用麻薬、覚醒剤原料、向精神薬等の輸出入、製造、流通関連の免許、許可、指定等の業務
- ○上記麻薬関連業者及び病院・診療所等の麻薬診療施設、大学等の麻薬研究施設等において、麻薬等の輸出入、製造、流通、施用等が適正になされているかの監視・指導

□乱用防止啓発活動
- ○麻薬・覚醒剤乱用防止運動
  官民一体となって麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知
- ○不正大麻・けし撲滅運動
  毎年５～７月にかけて自生大麻・けしを除去
- ○規制薬物に係る講義
  学校関係、薬物乱用防止指導員、一般団体等に対して、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害について講演を実施

室内で不正に栽培されていた大麻

啓発活動

□乱用対策
- ○相談電話の設置
  麻薬・大麻・覚醒剤等の乱用者本人やその家族、知人等からの相談を受け、必要な助言等の実施

相談電話番号

九州厚生局麻薬取締部　☎092-431-0999
沖縄麻薬取締支所　☎098-854-0999